

＜参考＞

○朝来市附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成 30 年 7 月 5 日

訓令第 53 号

改正 令和 2 年 10 月 29 日訓令第 34 号

改正 令和 5 年 2 月 22 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、市長その他の執行機関が設置する附属機関及び懇談会等(以下「附属機関等」という。)について、市民の参画及び協働による市政運営を推進するとともに、その透明性及び公正性の確保並びに運営の合理化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、調停、審査、審議、諮問又は調査等を行うため、法律又は条例(以下「法令等」という。)により設置する機関をいう。
- (2) 懇談会等 行政運営上必要な意見等を市民、学識経験者等から求めるため、法令等の規定に基づかず、要綱等により設置する会議又は会合等附属機関に準ずる機関であって組織としての意思決定を伴わないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 市の職員(関係行政機関等の職員を含む。)のみで構成するもの
 - イ 関係機関等との連絡調整を図ることを主たる目的とするもの

(附属機関の設置)

第 3 条 附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調停、審査、審議、諮問又は調査を目的とする機関の設置であって、行政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の見地から必要性があるものに限ること。
 - (2) 既存の附属機関と設置目的又は所掌事務が類似しないこと。
 - (3) 専門的又は技術的な判断を広く求めるためには、パブリックコメントその他の行政手段を実施するだけでは不十分であること。
 - (4) 担当事項が臨時的であるときは、設置の期間を明示すること。
- 2 課等の長は、附属機関を設置しようとするときは、事前に総務課長と協議しなければならない。

(附属機関の委員の選任)

第 4 条 附属機関の委員の選任に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、透明性及び公正性を確保するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 幅広い分野、年齢層からの選任に努めること。
- (2) 女性委員の登用は、朝来市男女共同参画プランに定める数値目標の達成に努めること。
- (3) 原則として委員の全部又は一部を公募により選任すること。
- (4) 委員の定数は、原則として 20 人以内とすること。
- (5) 一つの附属機関における委員の在任期間は、原則として 10 年以内とすること。
- (6) 同時に委員を兼ねることができる附属機関の数は、4 以内とすること。

- 2 前項第3号に規定する公募委員を選任しようとするときは、選任の30日前までに、附属機関の名称、設置目的、所掌事務等必要事項を公表するものとする。
- 3 前項の規定により公募委員に応募した者が次の各号のいずれかに該当するときは、公募委員として選任しないことができる。
 - (1) 現に市の附属機関において公募委員である者
 - (2) 第1項第5号又は第6号に該当することとなる者
 - (3) 前2号に定めるもののほか、選任しないことについて合理的な理由があるとき。
- 4 課等の長は、附属機関を新たに設置したとき、又は附属機関の委員を変更したときは、当該附属機関の委員の名簿を総務課長に提出するものとする。

(附属機関の見直し)

第5条 附属機関の庶務を所管する課等の長(以下「所管課長」という。)は、法令により設置が義務付けられている場合を除き、定期的にその内容について見直しを行い、当該附属機関が次のいずれかに該当する場合は、廃止又は統合等必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 設置の目的が達成され、又は達成が困難であると認められるとき。
- (2) 社会経済情勢等の変化により設置の必要性が低下していると認められるとき。
- (3) 他の行政手段により代替することが可能であるとき。
- (4) 長期間開催されておらず、又は活動が著しく低調であると認められるとき。
- (5) 他の附属機関と設置目的又は担当する事項が類似又は重複しているとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、見直しを行うことが適当と認められるとき。

(懇談会等の設置及び運営等)

第6条 懇談会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会等の名称は、調停、審査、審議、諮問又は調査の用語を用いないこと。
- (2) 要綱等には、設置目的、意見を求める事項、委員の数、期間等を明示すること。
- (3) 運営に際しては、合議体としての意思決定となる手続(定足数及び採決等)を用いないこと。
- (4) 懇談会等の委員から徴した意見等の結果には、報告、建議、答申等の用語を用いないこと。
- (5) 委員については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する特別職地方公務員と区分するため、委嘱状の交付を行わず、文書により依頼すること。

(会議の運営)

第7条 附属機関等の会議は、原則的に公開するものとし、その決定は、附属機関にあつては附属機関の長が当該附属機関に諮って行い、懇談会等にあつては市長が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる会議は、公開しない。

- (1) 朝来市情報公開条例(平成17年朝来市条例第9号。以下「条例」という。)第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議等を行う会議
- (2) 審査請求又は苦情等に関する会議で、当該申立人が公開を希望しない会議
- (3) 審議等が妨害され、又は圧力等により率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると附属機関等の長が認める会議

3 附属機関等の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議の開催は、必要最小限にとどめ、効果的かつ効率的に行うこと。
- (2) 会議資料は、原則として会議の開催日前に配布すること。

(3) 会議は、原則として会議室等に集合して行うこと。ただし、附属機関の長が特に必要があると認めるときは、委員に書面を送付し審議する方法又は朝来市附属機関等のオンライン会議実施運営要領(令和2年朝来市訓令第33号)に定めるところにより行うことができる。

(会議の傍聴)

第8条 会議(前条第2項の規定により非公開とする会議を除く。)の公開は、附属機関にあつては附属機関の長が、懇談会等にあつては市長が指定する場所において、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることによつて行う。

2 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は会議の秩序維持を困難にさせると認められる者

3 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議における言論に対し、批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 示威的行為をしないこと。

(3) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに離席し、又は不体裁な行為をしないこと。

(5) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、特に附属機関等の長の許可を得たときは、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと。

4 附属機関等の長は、傍聴者に対し、会議次第及び会議資料(条例第7条各号に該当するものを除く。)を配布するものとする。ただし、その枚数が大量であるものその他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。

5 傍聴人の定員は、当該附属機関等が定める。

6 前項の規定にかかわらず、報道機関による傍聴については、別に記者席を設けることができる。

(開催の事前公表)

第9条 附属機関等の会議を開くときは、その概要を別記様式に記載し、公開するものにあつては当該会議の開催日の7日前までに所管課において公表しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 前項の様式は、会議の開催日までに総務課長に提出するものとする。

(会議録の作成等)

第10条 所管課長は、会議の終了後、速やかに会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録のうち公開する会議に係るものは、当該会議録の写しを閲覧に供することができる。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、附属機関等の会議の公開の実施状況を取りまとめ、毎年度、これを公表するものとする。

(委任)

第12条 この訓令の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 30 年 7 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条及び第 6 条の規定は、それぞれこの訓令の施行の日以後に選任される附属機関の委員及び設置される懇談会等について適用する。

附 則(令和 2 年訓令第 34 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 2 年 10 月 29 日から施行する。

(朝来市附属機関等の会議の公開に関する規程の廃止)

- 2 朝来市附属機関等の会議の公開に関する規程(平成 28 年朝来市訓令第 4 号)は、廃止する。

(朝来市会議録作成要領の一部改正)

- 4 朝来市会議録作成要領(平成 18 年朝来市訓令第 28 号。以下「指針」という。)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和 5 年訓令第 1 号)

この訓令は、令和 5 年 2 月 22 日から施行する。

別記様式(第 9 条関係)

別記様式（第9条関係）

附属機関等の会議の公開

会議の名称	
開催日時及び会場	年 月 日（ ） ；
議題	
定員	
公開等の区分	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 [非公開又は部分公開の理由]
傍聴の手続	
所管課	